

(別紙)

平成 19 年 3 月 1 日付け基安安発第 0301002 号新旧対照表

(下線部が改正部分)

改 正	現 行
<p>登録性能検査機関が行う性能検査の適正な実施に係る留意事項について</p> <p>略</p> <p>1 開放検査における安全弁又は逃がし弁の検査</p> <p>略</p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) <u>令和 3 年 3 月 29 日付け基発 0329 第 8 号</u>「ボイラー等の開放検査周期に係る認定制度について」に基づく開放検査周期認定（6 年、<u>8 年又は 12 年</u>）を受けているボイラー又は第一種圧力容器に取り付けられた安全弁については、(2) に関わらず、開放検査時に (2) のア又はイのいずれかの方法による確認を行うとともに、運転時検査時及び停止時検査時にボイラー等の開放検査周期認定要領の IV の第 3 の 5 <u>又は第 4 の 8</u> に基づく管理が適切になされているかを確認すること。</p> <p>2 運転時検査又は停止時検査における板厚測定</p> <p>略</p>	<p>登録性能検査機関が行う性能検査の適正な実施に係る留意事項について</p> <p>略</p> <p>1 開放検査における安全弁又は逃がし弁の検査</p> <p>略</p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) <u>平成 20 年 3 月 27 日付け基発第 0327003 号</u>「ボイラー等の開放検査周期に係る認定制度について」に基づく開放検査周期認定（6 年<u>又は 8 年</u>）を受けているボイラー又は第一種圧力容器に取り付けられた安全弁については、(2) に関わらず、開放検査時に (2) のア又はイのいずれかの方法による確認を行うとともに、運転時検査時及び停止時検査時にボイラー等の開放検査周期認定要領の IV の第 3 の 5 に基づく管理が適切になされているかを確認すること。</p> <p>2 運転時検査又は停止時検査における板厚測定</p> <p>略</p>